

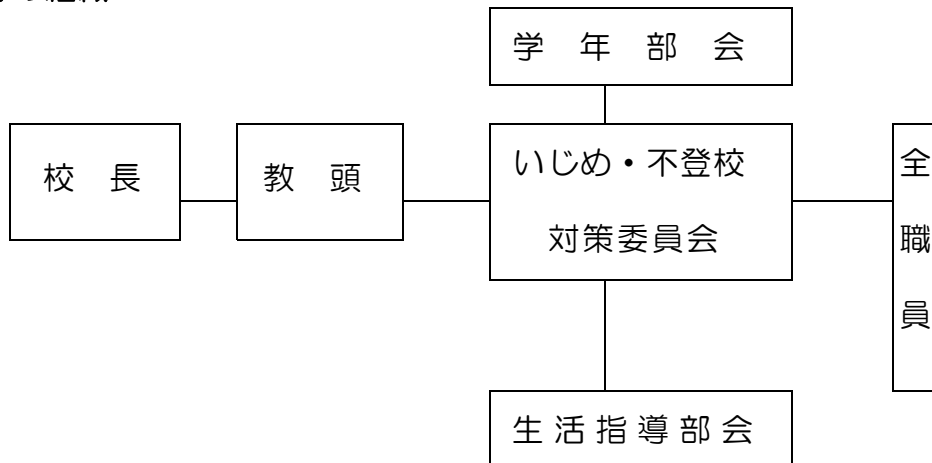
犬山南小学校いじめ防止基本方針

1 基本的な考え方

いじめは、上下関係のある人間関係のもとで起こりやすいものであり、絶対にしてはいけないことである。特定の相手に対して、一方的に身体的・心理的攻撃を継続的に加え、苦痛を与えることは、許されることではない。

児童一人一人を大切にする教職員の意識や態度をもって、互いに信頼し認め合い、仲間と共に成長しようとする人間関係をつくることが望ましいと考える。

2 指導の組織



3 具体的な取り組み

(1) いじめの未然防止の取組

- ア 互いのよいことを見つける活動を取り入れ、児童をプラスに認める場面を増やし、自己肯定感を高める。
- イ 道徳の時間等で、自他を大切にする心を育成する。ネット上でのいじめも考えられるため、ネットモラルについても学年に応じた指導を行う。
- ウ 朝の会や帰りの会で、児童一人一人の表情や態度をよく観察し、表情がいつもと違うなど、気になる児童には積極的に声をかける。
- エ 必要に応じ機会を見て、いじめを生まない学級づくりについて学級会で話し合い、児童の人権意識を高める。

(2) いじめの早期発見の取組

- ア 日常の児童観察や家庭からの連絡などから、いじめにつながる情報については、学年主任や教務主任、教頭に連絡をし、早期に対応する。
- イ 年に3回、「いじめ・不登校対策委員会」を開催し、全職員で情報交換の会を行う。
- ウ 前期・後期1回ずつ生活アンケート並びに教育相談を行い、児童の表情や会話などから日頃感じていることや悩みを聞く機会を設ける。
- エ 必要に応じて職員会議の後に、全職員で気になる児童の情報交換を行う。
- オ スクールカウンセラーとの連携を図り、児童の気持ちや様子を的確につかむようにする。

(3) いじめに対する措置

- ア いじめの訴えを受けた、またはいじめを発見した職員は、当該学年の職員及び学年主任に報告する。当該児童から事実を確認し、記録する。学年主任は、生活指導担当や教務主任、教頭に報告するとともに、校長から今後の対応についての指示を受ける。
- イ 「臨時いじめ・不登校対策委員会」を開き、いじめの訴えや発見の内容を把握

するとともに、今後の組織的な対応についての具体的な手だてや役割分担を協議する。

ウ 「臨時いじめ・不登校対策委員会」の協議の結果を受けて、校長・教頭・教務主任・生活指導担当を中心にして実態把握・解消に向けて、組織的に対応する。

エ 被害児童についても加害児童についても、指導以後の様子を継続観察したり面談したりして、いじめが解消しているか継続して確認する。

オ 被害者・加害者児童の保護者に対して、把握した状況を伝え、今後の対策方法を共有し、再発防止に努めるよう指導・助言を行う。

4 重大事態への対応について

(1) 速やかに犬山市教育委員会に報告する。

(2) 臨時に、「いじめ・不登校対策委員会」を開催し、調査組織を立ち上げ、調査を実施する。

(3) 調査結果を教育委員会に報告し、今後の対応について必要な措置を講ずる。

(4) 調査結果については、被害児童や保護者に対して適切に情報を提供する。

5 学校の取組に対する検証・見直しについて

(1) PDCA サイクルで毎年見直しを行い、実効性のある取組となるように努める。

(2) 教職員による取組・評価及び保護者の学校評価アンケートを実施し、検証を行う。

6 その他

(1) 月初めに、前月のいじめの報告を教育委員会に提出する。

(2) 「犬山南小学校いじめ防止基本方針」は、学校ホームページに掲載する。